

議案第75号

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例の制定について

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年6月10日提出

川崎市長 阿部孝夫

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例

かわさき新産業創造センター条例（平成14年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「新事業事務室」の次に「、新事業研究室又はクリーンルーム（次項及び第15条第1項において「新事業事務室等」という。）」を加え、同条第2項ただし書中「新事業事務室」を「新事業事務室等」に改め、「同号オ」の次に「又はカ」を加え、同項第1号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 地域における産業の振興に寄与し、かつ、センターの設置の目的を達成するために必要と認められる研究開発又はその成果の普及を行おうとする者

第7条第4項中「実験用設備等置場」の次に「、一時利用研究室」を加え、同条第5項中「試作室等（駐車場にあっては、）」を「試作室、実験用設備等置場若しくは駐車場（）」に改め、「受けている場合」の次に「又は一時利用研究室に係る申請の内容がセンターの設置の目的に適合する場合」を加える。

第9条第1項中「次項において同じ。）」を「）、新事業研究室又はクリーンルーム（次項において「新事業事務室等」という。）」に改め、同条第2項中「新事業事務室」を「新事業事務室等」に改める。

第15条第1項中「新事業事務室」を「新事業事務室等」に改める。

別表の1施設利用料の表中

「

新事業事務室	15平方メートル未満のもの	1月1平方メートルまでごとに	3,000円
--------	---------------	----------------	--------

」

を

「

新事業事務室	15平方メートル未満のもの	1月1平方メートルまでごとに	3,000円
新事業研究室		1月1平方メートルまでごとに	4,000円
クリーンルーム		1月1平方メートルまでごとに	6,000円

」

に、

「

実験用設備等置場		1月1平方メートルまでごとに	700円
----------	--	----------------	------

」

を

「

実験用設備等置場		1月1平方メートルまでごとに	700円
一時利用研究室		1時間までごとに	170円

」

に改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 第7条第2項第1号カに該当する者が新事業事務室、新事業研究室、クリーンルーム、試作室又は実験用設備等置場を利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割相当額とする。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

新事業研究室、クリーンルーム及び一時利用研究室を新設するとともに、これらの施設の利用料金の上限を定めること等のため、この条例を制定するものである。